

物品供給仮契約書(案)

- 1 物品番号 令和8年度 上天建物第1号
- 2 物品名 排水ポンプ
- 3 内 訳 別紙仕様書のとおり
- 4 納入場所 熊本県上天草市松島町合津4276番地44
- 5 納入期限 令和9年1月29日

6 契約金額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

(うち消費税及び地方消費税の額 円)

7 契約保証金

8 特記条項

- (1) この契約は、議会の議決を得た後、発注者が受注者に対してこの契約を本契約とする旨の意思表示をしたときに本契約となる仮契約とする。
- (2) この契約書は、発注者が受注者に対して前項の意思表示をしたときに地方自治法第234条第5項の契約書となる。
- (3) 発注者は、議会で議決が得られなかった場合においても、受注者に対していかなる責任も負わない。

上記の物品について、発注者上天草市と受注者 _____ は、裏面物品供給契約条項によって物品供給仮契約を締結する。
この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 上天草市
代表者 上天草市長 堀江 隆臣 ⑩

受注者

⑩

物 品 供 給 契 約 条 項

第1条 発注者及び受注者は、頭書の物品の供給契約に関し、この契約書の定めに従い、この契約を誠実に履行しなければならない。

第2条 受注者は物品を納入する際は事前に発注者へ連絡し、発注者又はその委任を受けた者の検査を受け引き渡さなければならない。

第3条 納入及び検査に要する費用は、受注者の負担とする。

第4条 検査の結果、納入した物品に不合格品があったときは、受注者は発注者の指定する期日までにこれを引き取り、代品を納入しなければならない。

第5条 受注者はこの契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第6条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等が暴力団等関係者であるとき、又は暴力団等関係者が入札参加希望者等の経営に実質的に関与しているとき。
- (2) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団等関係者を利用するなどしているとき。
- (3) 暴力団又は暴力団関係者に対して資金等供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 暴力団関係業者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。
- (6) 資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受注者が、(1)から(5)までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合((6)に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第7条 受注者は納入した物品が検査に合格したときは、所定の手続きに従って代金の支払いを請求することができる。

第8条 この契約に定めのあるものを除くほか、必要な事項は、発注者、受注者で協議して定めるものとする。